

自由民主党政務調査会・国防部会  
「提言・新防衛計画の大綱について」  
-国家の平和・独立と国民の安全・安心確保の更なる進展-

目 次

|  |    |
|--|----|
| 一、 はじめに                                    | 1  |
| 二、 わが国をめぐる安全保障環境                           | 3  |
| 1、 わが国の地政学的な基本特性                           | 3  |
| 2、 国際情勢の構造的変化                              | 3  |
| (1) 伝統的脅威と新たな脅威                            |    |
| (2) 感染症や自然災害、気候変動等地球規模の危機                  |    |
| 3、 わが国周辺国の動向と危機・脅威の方向性                     | 3  |
| (1) 国家の平和と独立に及ぼす危機・脅威                      |    |
| (2) 国民の安全・安心に及ぼす脅威                         |    |
| 三、 基本的防衛政策                                 | 5  |
| 1、 自主憲法制定                                  | 5  |
| 2、 国家安全保障基本法の制定                            | 5  |
| (1) 背景                                     |    |
| (2) 目的                                     |    |
| 3、 国際平和協力の法の制定                             | 6  |
| 4、 新たな安全保障環境へ対応する法基盤の見直し(安保法制懇報告(4 類型)の体现) | 7  |
| (1) 日米安保体制の実効性確保のための集団的自衛権の行使に関する解釈見直し     |    |
| (2) 国際社会による復興支援、平和構築活動への実効性ある貢献のための見直し     |    |
| 5、 総合的統合的安全保障戦略の作成                         | 8  |
| (1) 基本方針                                   |    |
| (2) 安全保障戦略を推進するための体制強化                     |    |
| 6、 防衛戦略                                    | 9  |
| (1) 基本方針                                   |    |
| (2) 防衛力の役割                                 |    |
| (3) 防衛計画の大綱の位置付け                           |    |
| 7、 防衛力整備と財政                                | 10 |
| (1) 防衛力整備に必要な要件                            |    |
| (2) 防衛力の特性に適合した中長期の財源確保                    |    |
| 8、 基本的な自衛隊体制(配置・編成)の在り方                    | 12 |
| (1) 国内運用(域内運用と全国運用)と国外運用指針の確立              |    |

|   |           |
|---|-----------|
| (2) 地方自治体や国民の安全・安心への影響  |           |
| 9、 情報体制の強化  | 12        |
| (1) 内閣の情報集約・総合分析・総合調整機能の強化  |           |
| (2) 内閣直轄の情報機関の設置による対外情報機能の強化  |           |
| (3) 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持   |           |
| (4) 国会への情報委員会の設置  |           |
| (5) 積極的な宇宙利用によるネットワーク化された情報収集態勢の強化  |           |
| 10、 日米安保体制の深化   | 13        |
| (1) 日米安保条約改訂 50 周年協議  |           |
| (2) 日米役割分担の見直しに基づくわが国の防衛力の在り方の検討  |           |
| (3) 日米安保体制の実効性確保のための集団的自衛権の行使に関する協議   |           |
| (4) 「周辺事態」認定に至る前段階における日米等多国間協力  |           |
| 11、 日米安保体制下の敵ミサイル基地攻撃能力の保有  | 14        |
| (1) 「座して自滅を待つ」ことのないよう、弾道ミサイル防衛の一環としての攻撃能力を確保  |           |
| (2) 保有する攻撃能力のレベル  |           |
| 12、 情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動時の安全確保、領域警備、航空警備の法制化   | 14        |
| (1) 法整備により、平時から多様な事態への移行を抑止又は阻止するため平時から有事まで、時間的・空間的に間隙のない(平時から有事の不安定な状態をなくした)対処を可能とし、国家の安全と国民の安全・安心を確保する。 |           |
| (2) ISR 活動時の安全確保  |           |
| (3) 領域警備  |           |
| (4) 航空警備  |           |
| 13、 武器輸出 3 原則等の見直し  | 15        |
| (1) 新しい武器関連技術に関する輸出管理原則   |           |
| (2) 政府統一見解(三木内閣)等の見直し   |           |
| 14、 防衛分野の宇宙利用(積極的な宇宙利用と柔軟な打上げシステム)  | 15        |
| (1) 情報収集・偵察・早期警戒・測位・通信・電波観測衛星等の研究・開発  |           |
| (2) 各種打上げシステムの確保、特に即応性の高いシステムの確保  |           |
| (3) 緊急事態における即応型情報収集システムの確保  |           |
| 15、 防衛生産・技術基盤の維持  | 16        |
| (1) オンリーワン中小零細企業への補助金交付等  |           |
| (2) 必要な税制面の優遇措置(研究開発促進税等)   |           |
| (3) 自主的防衛技術研究・開発並びに装備品の国産化の基本方針の策定  |           |
| <b>四、 今後整備すべき防衛力</b>  | <b>17</b> |
| 1、 自衛隊の態勢・防衛力整備の重点  | 17        |
| (1) 自衛隊の基地・駐屯地等の意義  |           |
| (2) 必要な人員・予算増大  |           |

|   |    |
|---|----|
| (3) 統合運用                                |    |
| (4) 陸上自衛隊                               |    |
| (5) 海上自衛隊                               |    |
| (6) 航空自衛隊                               |    |
| 2、 防衛省・自衛隊の情報体制の強化                      | 20 |
| (1) 既存の情報収集・警戒監視能力(電波、画像、航空機等)の強化と効率的運用 |    |
| (2) 無人機等新たな情報収集アセット、手段の導入及び運用環境の整備      |    |
| (3) 情報収集衛星の機数の増加と能力向上、商用衛星との相互補完の強化     |    |
| (4) 防衛政策、自衛隊の運用に資する質の高い分析力向上            |    |
| (5) 中央から現地部隊に至る情報伝達・情報共有システム強化と保全の確保    |    |
| (6) 官邸・情報コミュニティ等政府関係部署への適時適切な情報伝達       |    |
| (7) 長期的展望に立った情報要員(HUMINT)の育成            |    |
| (8) サイバーテロに対する防護態勢の構築・強化                |    |
| 3、 国際及び日本周辺の世界環境安定化活動への態勢(体制)強化         | 20 |
| (1) 国際平和協力法制定等法的基盤整備                    |    |
| (2) 国際社会全体に関わる安全保障問題への積極的・能動的関与         |    |
| (3) 二正面以上派遣可能な体制・装備                     |    |
| (4) 日本周辺の安定化活動(環境醸成)                    |    |
| (5) 拡大する要求に対応する多国間調整機能・海外対応装備品・海空輸送力の強化 |    |
| (6) 安保対話、防衛交流の推進、軍備管理・軍縮分野の諸活動への参画      |    |
| (7) 人材育成(語学含む)、学術・研究交流促進、知的基盤ボトムアップ     |    |
| 4、 弾道ミサイル防衛システムの更なる整備・強化                | 21 |
| (1) 多層的なわが国 MD システムの強化                  |    |
| (2) 日米安保体制の抑止力の確保                       |    |
| 5、 警戒・監視・情報収集態勢(ISR)の着実な整備              | 21 |
| (1) 宇宙・無人機を含むネットワーク化された統合的 ISR の構築      |    |
| (2) 平素から有事まで間隙のない態勢構築                   |    |
| (3) 友好国や海上交通路周辺国との情報共有                  |    |
| 6、 島嶼防衛の強化                              | 22 |
| (1) 南西諸島防衛                              |    |
| (2) 南西諸島から本州～硫黄島～グアムに至る海域での海上(航空)優勢の確保  |    |
| 7、 テロ・特殊部隊攻撃への実効的対処                     | 22 |
| (1) 潜入の阻止                               |    |
| (2) 破壊活動への対処                            |    |
| 8、 人材育成と処遇改善                            | 22 |
| (1) 自衛隊の体制再構築に対応する人的諸施策の確行              |    |
| (2) 処遇改善                                |    |
| 9、 防衛基盤の維持強化                            | 23 |

- (1) 受け入れ地方自治体との連携
- (2) 過度の中央調達の是正と地産地消
- (3) 健全で規律正しい人材の社会への還元
- (4) 防衛産業・技術基盤の維持・強化
- (5) 広報など情報発信機能の拡充

**五、 むすびに** ..... 24

## 一、はじめに

わが党は、結党以来、国家運営の基盤は、安全保障及び防衛であるとの理念のもと、常に党において積極的・主体的に議論を交わし、政府に対し、その在り方や具体的な安全保障政策や防衛政策を提言するとともに、国民に広く理解していただく努力を積み重ねてきた。

わが党の使命は、国家の平和と独立及び国民の安全・安心を確保し得るためには、外交力の強化とともに、専守防衛、非核三原則、軍事大国とならない、文民統制の確保の前提を堅持しつつ、着実な防衛政策を推進していくことである。

近年の変化は、わが国周辺及び地球規模の情勢の変動、大規模な自然災害の多発、北朝鮮の核実験・ミサイル発射、中国の軍事力強化とロシアの復調、米国オバマ政権の誕生や米国の金融問題から発した世界経済の急落の影響等があり、米国は 2010QDR・BMDR・NPR を公表し、特にテロ戦争の終結と中国の軍拡への懸念・北朝鮮の核・ミサイル整備への注意、核のない世界の一步として非核保有国への核不使用や同盟国への拡大抑止として戦術核を廃止し、戦略核や通常戦力等の役割を増大することなどを強く訴えている。

また、現防衛計画の大綱(「16 大綱」)以降、防衛省の省移行、国際平和協力活動等の本来任務化などが実現し、イラク人道復興支援活動やインド洋への補給支援活動が成功裏に終了した。現在、自衛隊の海外での活動としては、ゴラン高原、ハイチ PKO のほかソマリア沖・アデン湾での海賊対策などが行われている。

政権交代により、政府は、防衛計画の大綱見直しを一年先送りし「新しい時代の安全保障及び防衛力に関する懇談会」を発足、議論を開始するとともに、防衛省改革については 1 段階目の改革で停止し、見直しのための新たな有識者懇談会において議論を始めたばかりである。

また、普天間基地移設に関する日米政府合意を検証したものの、ほぼ現行案に近い政府案を米政府、沖縄等関係自治体に提示し、協議中であるが、米軍再編や当該地域の抑止力確保への影響、基地負担地方自治体への影響が錯綜し、解決には更なる混迷が予想され、国民並びに同盟国及び周辺諸国の不安を増長することが予想される中において、日米同盟 50 周年を節目とする日米同盟深化、特に日本自身の役割を明確にする協議が開始されている。

こうした状況下で、16 大綱を分析・評価し、新しい安全保障及び防衛力の在り方の指針を早急に再検討する必要がある。また、防衛計画の大綱が示す安全保障及び防衛力の在り方の指針は、防衛力整備の特性から 30 数余年以降にも影響を及ぼすものであり、喫緊の課題はもとより、将来を見据えた検討を行なうことが、我々に課せられた未来に対する責任である。

今後の方向性は、地政学的特性・構造的な情勢変化に対応する「かくあるべし(理念)」と、わが国を取巻く新たな安全保障環境において国家の安全と国民の安全・安心を確保するために、「必ずやる(実現)」の区分を明確化し、安全保障政策や防衛政策、特に防衛力整備・運用・管理並びに法制の整備等を着実に進展させることが必要である。

一方、政権与党となったにも拘わらず民主党を中心とする連立与党は未だに安全保障や防衛に関する考え方を公表しておらず国民に不安を抱かせている。

本提言レビューは、以上の視点から、国防部会で、わが党として取り組むこととしている自主憲法制定を視野に入れつつ、野党第一党としての責務を果たすため、数次にわたる真剣な議論を行い、党としての考えをまとめた昨年度の提言を安全保障環境の変化や政権与党が安全保障等に関する考え方を明らかにしていないことから生じている国民や同盟国並びに周辺国に与えている不安や不信を払拭するために、更なる真剣な数次の検証を行い、再度、提言レビューとして取りまとめ、公表・政府へ提言するものである。

提言レビューでは、今後の防衛力の在り方の方向性を「基本的防衛政策」と「今後整備する防衛力」に大別して明らかにした。

特に重要なことは、07 大綱策定以降縮減された防衛力を、今後の新しい安全保障環境に適応させ実効力を伴うものとするため、「質」「量」とともに必要な水準を早急に回復できるように、適切な人員と予算の増大を図るべきである。

以下、今年末に策定される新防衛計画の大綱について具体的な提言を記した。

## 二、 わが国をめぐる安全保障環境

### 1、 わが国の地政学的な基本特性

わが国周辺大陸からの地政学的脅威は、いわゆる三正面(北、西北、南西)と海洋国家としての海上交通路を通じてわが国に及ぶものということができ、これらが国家防衛の一義的な抑止・対処の対象と認識される。

また、わが国の沿岸部に人口稠密社会が形成され、特に首都圏・阪神地区等の大都市も安全保障上の考慮が必要である。

### 2、 国際情勢の構造的変化

#### (1) 伝統的脅威と新たな脅威

- ① わが国周辺の中国・ロシアと同盟国・米国の周辺地域での覇権争奪の影響を地政学的に考察すると、北・西北・南西との三正面への脅威と海洋国家としての生存からシーレーンへの脅威は常に存在する。
- ② 冷戦終結後に表面化した貧困・経済格差、イデオロギー・宗教・民族対立等の紛争の火種は、ユーラシア大陸の一部沿岸部やアフリカ大陸から国際社会全体に影響を及ぼす非伝統的脅威出現の要因となっている。

わが国の生命線たるシーレーンはその影響を受けやすく、かつ、わが国もその脅威の対象とされているが、その主体が不透明ゆえに抑止が効きにくく事前の兆候察知も困難であり、事態発生への即応体制が必要とされている。

#### (2) 感染症や自然災害、気候変動等地球規模の危機

- ① わが国は、国内のみならず海外でのこれらの危機発生の影響を直接受け易く、活発かつ国際的な交流により国家の繁栄を享受している面もあることから、危機発生に関し早期に情報を入手し先行的に対応することが求められる。
- ② 地球温暖化により、北極海の海氷の範囲が縮小しつつあり、北極海航路開通が、わが国の安全保障に影響を与える可能性を考慮せねばならない。

### 3、 わが国周辺国の動向と危機・脅威の方向性

#### (1) 国家の平和と独立に及ぼす危機・脅威

##### ① 北朝鮮

北朝鮮は、軍事力、対外交渉力の向上を志向し、現体制の維持を図るため、核保有国(核弾頭搭載大陸間弾道弾を含む)となることを追求している。その上で、政治的恫喝手段の拡充(テロ・BM 等)と大量破壊兵器の拡散による地域及び世界の不安定化を醸成している。韓半島の不安定化の対象として、韓国との領海問題を梃子に軍事衝突(NLL 侵犯・哨戒艦への魚雷攻撃)を惹起させている。また、特殊部隊 10 万人増強・核弾頭・長射程ミサイル・生物・化学兵器開発、固体燃料ロケット(100km 級短距離ロケット)技術取得などを行っている。

##### ② 中国

中国は、多極化に向けて軍事力(核・ミサイル戦力に加え、空母等海上プレゼンス・着上陸能力等のパワープロジェクション及びサイバー攻撃・対衛星攻撃を含むアクセス拒否能力の飛躍的向上等)の拡充(公表国防費は 2009 年度まで 21 年連続 2 桁の伸張、最近 5 年間の対前年度最大伸び率 24%)と東アジアの覇権争奪、特に東シナ海・南シナ海から太平洋への進出の動きがある。

### ③ ロシア

多極化に向けて軍事力の復調傾向(国防費は 2000 年以降 9 年間で約 8 倍の伸張であり、2009 年度の前年度最大伸び率 38%)にある。特に、北極海航路が進展した場合は、ロシア海軍のオホーツク海・太平洋地域への関与が増大し、米中との覇権争奪は周辺国の態勢に影響を及ぼす。また、ミサイル防衛やロシアに対する領土的要求を軍事的脅威と位置づけた新軍事ドクトリンについて注視する必要がある。

### ④ シーレーン周辺国の不安定化

シーレーンは、わが国の生命線であるため、その周辺における海賊行為、テロの発生は、大きな脅威となっている。

## (2) 国民の安全・安心に及ぼす脅威

国民の安全・安心に及ぼす脅威は、朝鮮半島では、北朝鮮の内部崩壊・南進行動による混乱、避難民の流出が考えられる。中台問題では、米中台関係緊迫による危機が生じる恐れがある。また、国内テロとしては、国際テロ組織の拡大・分散に伴う生起公算が高まる可能性も否定できない。

さらに、新型インフルエンザ・口蹄疫など感染症・大規模災害等で、社会インフラが崩壊・機能低下する恐れもある。

また、地方の過疎化等による社会構造の変化は、地方の防災能力を低下させ、災害等に対する脆弱性を増大させている。雇用情勢の悪化と相まって地方の不安は増大しており、これらは内なる脅威と捉えることが必要である。



### 三、 基本的防衛政策

#### 1、 自主憲法制定(22. 1. 24「平成 22 年綱領」より)

わが国の安全保障及び防衛力の在り方を検討する最も重要な前提は、党是でもある自主憲法制定である。そのためには、国民投票法が平成 22 年 5 月 18 日に施行され、新憲法案の発議が可能となったことから、9 条第 2 項の改正、自衛隊(自衛官)の憲法上自衛軍との位置づけの明確化、軍事裁判所の設置などの方針に沿った新憲法の制定を目指し、早急に自民党・新憲法草案(17. 1. 22 発表)を検証するとともに、憲法改正を発議し国会内で議論できる環境を整えることが必要である。

しかし、平成 19 年 5 月 14 日に「国民投票法」が参院で可決されたにも関わらず、参議院憲法審査会の「参議院憲法審査会規程(仮称)」は制定されておらず、衆議院でも審査会規定はあるが委員の選任が行われていない状況である。自主憲法制定を早期に実現するため、改正案を発議して衆参議院憲法審査会を早期に始動させ「新しい国のかたち」をつくるため精力的な憲法論議を進め、各党各会派の連携を強化するとともに国民運動に発展させなければならない。

しかしながら、安全保障に関する憲法議論は新憲法を中心に關わる事項であり、長時日の国民議論が必要となることから、安全保障環境の変化に対応する中期的な安全保障に関する法基盤の整備は、次項「国家安全保障基本法」や「国際平和協力法」の制定において安保法制懇談会報告書(平成 20 年 6 月 24 日)や安保防衛懇談会報告書(平成 21 年 8 月 4 日)の提言を体現し、適切な防衛政策実行基盤を整備する。

#### 2、 国家安全保障基本法の制定

国家の安全保障を考えるには、新たな安全保障環境を踏まえて、実効性ある安全保障政策を行うために、自主憲法制定を視野に入れつつ、安全保障の基本である「国民の生命・財産、国土そして基本的人権、民主主義の原則等の基本的な価値を守る」ことを踏まえる必要がある。

そのためには、安全保障政策の主体となる国防戦略の基本である「わが国の平和と独立並びに国民の安全・安心を確保すること、自衛隊(自衛官)の意義付け、集団的自衛権行使や武器使用に関する法的基盤の見直し等を安全保障の基盤としての確に意義付ける「国家安全保障基本法」を制定することが必要である。

制定に当たっては、現在の安全保障の基本的な方針を定めた「国防の基本方針」(昭和 32 年 5 月 20 日)を 50 年以上修正することなく維持されており、わが国の不変の国情に合致していたとする評価、また多様な安全保障政策の決定に資するには十分具体的な指針とはなり得ていないとする評価を踏まえて、国防の基本方針の見直しを含めることが必要である。

防衛政策の基本である①専守防衛②軍事大国にならない③文民統制の確保④非核 3 原則については基本的に堅持すべきであるが、「非核 3 原則」については、先の「密約調査」以降、政府は「核の持ち込み」に関する日米間の認識の違いを放置したまま、米国の核戦略が変更されたことによって問題は生じないと説明している。しかし、これでは緊急時におけるわが国の核抑止は脆弱かつ不確実なものとならざるを得ず、この問題については正面から議論を行う必要がある。

また、「専守防衛」についても、安全保障環境のグローバル化、トランスナショナル(国境を越える)化し、弾道ミサイルの拡散、宇宙やサイバー空間を利用する脅威等に対応する環境は、基本施策として「専守防衛」を想定(昭和 45 年防衛白書)していた時代から劇的な変化をしており、今日の視点で新たな意義を検証し、「新専守防衛」を明らかにすることが必要である。

見直しに当たっては、不必要な軍拡競争を生まない、実効性の追求、先制攻撃不使用等を基本要素として

明確化する等安全保障に関する戦略については、安全保障基盤として、防衛力の在り方を示す新大綱とともに国民の理解を深めることが必要である。

### 3、 国際平和協力法の制定

#### (1) 背景

##### ○ 国際平和協力に関する一般法の制定の必要性

国際平和協力活動は、国連 PKO だけでなく安保理決議に基づく多国間の取組、相手国の要請に基づき、地域の安定化を目的として関係各国が国連の枠外で行う非国連型の取組など多様化している。わが国も、テロ特措法、イラク特措法等対象と期限を限った特措法で対応してきたが、時間的な損失、政治状況の影響、派遣基準が不明確、情勢変化に伴う修正も法的手続きとなり国際平和協力活動に積極的に寄与することが難しい。

この問題を解決するため、自衛隊の活動範囲の拡大の観点から、活動の国際的枠組、活動範囲、活動要領(閣議決定された実施計画に基づき、協力隊編成を廃止し、実施行政機関相互の連携と国際平和協力本部との連携による活動)、武器使用基準、国会の関与を規定した一般法を早期に制定する必要がある。

制定にあわせて、国際平和協力に関する日本の基本的方針を内外に示すとともに、日本の国際平和協力活動への参加は、日本にも及びうる脅威の発現を未然に防止し、日本も参画しその効果を享受している自由で開かれた国際システムを維持する手段であるとの認識を、国民に広く受け入れられるように議論がなされるべきである。

この際、日本の参加のあり方として、戦闘行為を含む強制措置を直接の任務にしないこと(国際平和協力活動地域は、非国際的武力紛争地域に限定)を明確にして国民の支持を広げることが重要である。

##### ○ PKO 派遣の判断の法的・政策的基準を国際標準に合わせる見直しが必要

「平和協力国家」を目指すわが国にとって国際平和協力活動や物資協力は、当然の責務であり、2007 年、国際平和協力活動を自衛隊の本来任務とし、主体的・積極的な取組の体制は整いつつあるが、国連 PKO 参加は、低調で他の先進国と比べると規模・業務範囲は限定的である。

その要因は現在の PKO は、参加 5 原則や宮沢 4 原則を念頭に派遣の可否を判断してきたが、1990 年代以降の国連 PKO は、伝統的な紛争対応から内戦型紛争対応の大規模・多機能型に変化し、参加 5 原則が適用できないケースが多く、わが国から遠く離れたアフリカ地域での活動が、わが国の安全・国益に直結すると感じにくく積極的な派遣がなされなかった側面もあった。判断基準を国際標準にあわせるため下記の見直しが必要である。

##### ○ 紛争当事者に関する原則見直し

脆弱国家や破綻国家における紛争の場合、紛争当事者に該当する主体が多数存在し、停戦合意・受け入れ同意・中立性の原則確保は困難であるので、国連や地域連合が紛争当事者の主体として判断する、という考え方に切り替える。

##### ○ 国際的な正統性確保

国連決議・国際機関の要請や地域的な合意(紛争当事者の合意に基づく要請・領域国の要請)があることと国際の平和及び安全の維持に係る国際社会に寄与するためわが国の国際平和協力活動が必要と認められること。

必要性は、結果として国民の支持(国会の事前承認等規定から)が得られることであり、実施すべき業務

が、自衛隊の能力を含むわが国の指導力・行政能力に適合し、わが国の国益(日本にも及びうる脅威の発現を未然に防止し、自由で開かれた国際システムからわが国が享受している国益を確保する)に合致していることを国民に理解いただくことである。

○ 国連 PKO で公表されている武器使用の範囲に権限拡大

安保法制懇の提言の体現として、憲法上の基本原則の堅持としては「国連の集団的措置の一環である国際平和協力は、日本を当事者とする国際紛争ではなく、憲法が禁止する『国際紛争の一環としての武力の行使』に当たらない」を踏まえ、国際平和協力活動の地域を「非国際的紛争地域」に限定した上で、武器使用権限は、駆けつけ警護を可能にし、権限行使に対する抵抗抑止のための武器使用を可能にし、自衛隊による文民や他国の要員の防護を含め国際平和協力活動で国連が認めている権限行使を可能にする。

(2) 目的

「国際平和協力活動および物資協力を実施し、国際の平和と安全の維持に関わる国際社会の取組に、わが国として主体的・積極的に寄与する」

○ 国際の平和と安全に係る国際社会の取組を広く対象とし、紛争解決から国家再建までのシームレスな支援に必要な文民等の警護や住民の防護、治安部門改革活動への参加、民軍協力、ODA 連携、外国軍隊との協働を想定した業務範囲の拡大として、国際平和協力活動における、安全確保活動、警護活動、船舶検査活動を追加し、人道復興支援活動においても新たに派遣先国の軍隊等に公共の秩序維持等に関して助言・指導・教育訓練すること、DDR(武装解除・動員解除・社会復帰)のための措置、地雷除去を追加している。

○ 民主主義的文民統制を徹底するとともに国民の理解と支持を得るための国会関与の強化として、国会での事前承認、実施計画の国会報告、国会議決による終了、1 年毎の国会承認を規定。

4、新たな安全保障環境へ対応する法基盤の見直し(安保法制懇報告(4 類型)の体現)

(1) 日米安保体制の実効性確保のための集団的自衛権の行使に関する解釈見直し

① 公海において日米共同で行動中に米艦に危険が及んだ場合にこれを防護し得るようにすることは、同盟国相互の信頼関係の維持・強化のために必要不可欠である。現行の法解釈では例外的にしか防護できず、特に艦船にとって大きな脅威である対艦ミサイルへの対処ができない。自衛艦が防護するためにはわが国の安全保障に係る限定的な運用として、国会の同意を得て、集団的自衛権の行使を認める解釈変更が必要である。

② BMD システムは日米間の緊密な連携を前提に成り立っており、運用上、日本防衛だけに適用することは困難である。米国に向かうかもしれない弾道ミサイルを、わが国が迎撃出来る能力を有するにもかかわらず対処しない場合は、わが国の安全保障の基盤たる日米同盟を根幹から揺るがすことになり絶対避けなければならない。

日本周辺に展開するわが国の BMD システムにより当該弾道ミサイルを迎撃するためには、わが国の安全保障上必要な運用として集団的自衛権の行使を認める解釈変更が必要である。この場合の行使は、積極的に外国の領域で武力を行使する集団的自衛権の行使とおのずと異なることを明確にする必要がある。

(2) 国際社会による復興支援、平和構築活動への実効性ある貢献のための見直し

- ① 国際的な平和活動において、他国と共同任務を遂行中、現場に所在しない他国の部隊や要員が危険に晒され、自衛隊に救援を求めているにもかかわらず、現行法解釈ではその場合の武器使用が認められておらず、またPKO 任務に対する妨害を排除する武器使用も認められておらず、他の共同任務部隊や要員を援護しないことは、国際社会の非難の対象となる。

国連等による集団安全保障や PKO での自衛隊の武器使用は国際基準に準じて使用できるよう解釈変更が必要である。憲法 9 条が禁止する武力行使は「個別国家による国際紛争を解決する手段」を規定するもので、国連等の集団安全保障への参加を禁止していないとの解釈を整理すべきである。

- ② PKO 等に参加している他国の活動への後方支援は法解釈評価以前に政策的妥当性として、支援対象となる他国の活動がわが国の国民に受け入れられるか、メリット・デメリットの評価等を、総合的に検討して政策決定すべき事項とすべきである。日米安保条約の運用や国際平和協力活動への参加等に係る根本的な問題であり、日米同盟再定義や国際平和協力法制定過程において、わが国の立場を明確にする法基盤の見直しが必要である。

(平成 20 年 6 月 24 日「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会・報告書」参照)

### (3) 安全保障の目的達成のための法的基盤見直しの必要性に関する国民の理解を深化

- ① 安全保障環境の変化とわが国の国際社会での地位の向上・責任の拡大等から、わが国の安全保障問題の解決のための国際社会における共同対処・協力の要請が増加するという点について国民の理解を深める必要がある。
- ② わが国の安全保障の基盤である日米協力体制の信頼強化に不可欠な活動との理解を国民に広げる必要がある。

## 5、 総合的統合的安全保障戦略の作成

### (1) 基本方針

新しい安全保障環境において、「安定した安全保障環境の構築に協力・貢献」とともに、「危機・脅威が顕在化しない外交努力」と「わが国自らの防衛体制と日米安保体制による抑止力と対処機能の実効性を向上」させ、自らの安全保障を確保する。

この際、経済・エネルギー、食糧、技術等国の安全を確保するとの観点からの国家戦略と連携するとともに、防衛政策では、その基本方針である文民統制、非核三原則、軍事大国とならないこと、節度ある防衛力整備は堅持する「新専守防衛」(新専守防衛の意義:日本の安全を確保するため、自衛権として最小限の規模の基盤的防衛力を行使すること)とする。わが国の基本姿勢について、安全保障環境の変化を踏まえ、国民と国際社会に対する説得力や透明性を確保できる範囲で検証する。

安保持衛懇は、3つの目標(日本の安全確保・脅威の発現の防止・国際システムの維持構築)の実現を日本自身の努力、同盟国との協力、地域での協力、国際社会との協力のバランスの取れた政策により確保しようとしたが、現在の安全保障環境は、自由で開かれた国際システムへの脅威が増加する一方、これを支えてきた米国の影響力の変化から同盟国との協力が重要視されてきている。

さらには、環境は地理的概念が希薄となり、平時と有事の境界が曖昧になり、各種政策を重層的にかつしームレスに機能させることができる戦略が必要である。

### (2) 安全保障戦略を推進するための体制強化

- ① 国家安全保障に関して官邸がリーダーシップを発揮するための官邸機能の強化

## ア 国家安全保障に関する長期的戦略を策定

長期的な国家目標を示すとともに複数の省庁に属する政策を迅速に意思決定できる基盤を確立する。

また、国家危急事態が生じた場合には、対処に関する基本方針を示し政府全体で毅然と対応できる体制を構築する。

## イ 情報部門の強化と政策部門と情報部門の接続

正確かつ総合的な情勢判断のため不可欠であり、政府全体の情報収集機能及び情報分析機能を強化して、情報部門が政策部門に必要なかつ適切な情報をタイムリーに提供できる体制を確立する(具体的には「情報体制の強化」で提言)。

## ウ 国家安全保障問題担当補佐官を常設し、総理に定期的に報告・意思疎通を図り、安全保障政策の推進のため活動を行う。

## エ 防衛省・自衛隊出身総理大臣秘書官や自衛官の副官配置など総理大臣補佐機能強化を図る。

- ② 安全保障会議の機能を吸収した「国家安全保障会議(日本版 NSC)」及び同事務局を新設して、国家安全保障に関して大局的な視点に立った重要事項を機動的かつ実質的に議論を行い、安全保障戦略を作成し、事態に応じて各省庁に基本的指針を提示、総合的な活動を行う。

- ③ 政府全体として総合的統合的安全保障を推進しうる人材育成

各省庁からの人材抜擢による官邸機能強化ではなく、政府全体で所要の人材を養成し、官邸と各省庁に適切な人材を配置し、総合的統合的安全保障を推進できる態勢を確立することが必要である。

- ④ これからは、国民自身が、今まで以上に国の平和や独立、国民の安全・安心について考え、国民自身の責任を自覚することも要求される時代となってきたことから、パブリック・リレーションズを重視して国民に働きかけることが重要であり「広報戦略」を官邸主導で構築すべきである。

## 6、防衛戦略

### (1) 基本方針

防衛は、武力攻撃事態の未然防止から排除までの間隙のない抑止・即応対処態勢を構築するとともに、武力攻撃事態以外の各種事態等に際しても自衛隊の能力を駆使して、国の平和と独立及び国民の安全・安心を確保する。その際、日米安保体制の確保に十分留意する。

また、国際的・地域的な安全保障環境の改善のための国際平和協力活動、わが国周辺の安定的な安全保障環境醸成のための能動的取り組みを積極的に実施する。

### (2) 防衛力の役割

- ① 日本及び日本周辺における各種武力事態への抑止と実効性ある対処

新たな安全保障環境を踏まえれば、現在の防衛計画の大綱(16 大綱)で示された三つの防衛力の役割(新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、本格的な侵略事態への備え、国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組)や防衛力整備の優先順位の再検討が必要である。

今後、多様化・重層化する脅威を有効に抑止するためには平時と有事の間にあるグレーな領域、事態生起までが至短時間の対応が求められるので、「防衛力の存在による抑止」に加えて、平素からの活動を通じた「運用による抑止」を重視する必要がある。

わが国の地政学的基本特性等を踏まえて認識される伝統的な脅威と抑止の効きにくい脅威に対する役割として、三正面への備えと海上交通路の保護及び各種武力事態に即応性・機動性ある対処が必要であ

り、平素からの ISR 機能、即応体制等油断のない姿勢・態勢を構築することが必要である。

主要な事態は、弾道ミサイルへの対応(日米共同対処を前提とするミサイル防衛システムを補完する敵基地攻撃能力、更なる打撃力の向上による抑止の向上を含む)、自衛隊が中心的な役割を担う特殊部隊・テロ等への対応、海洋の利用秩序を確立する周辺海・空域に適切な規模の部隊の展開、質的優位を保つこと及び離島・島嶼の安全確保については陸・海・空部隊の新たな配置・緊急展開能力の向上等実効性を追求し、本格的武力攻撃への備えは独立国として本来保有すべき機能として対処し得る必要最小限の能力(多様な事態への対処の基盤となる新しい基盤的防衛力)を維持すべきである。

## ② 国民の安全・安心確保

国民の安全・安心の基盤として自衛隊の能力を活かし、国民保護、大規模震災対処、新型インフルエンザなどの感染症対策、民生協力などで関係機関と連携を万全なものとするために全国くまなく配置された基地・駐屯地等の存在は重要であり、地域の防災能力の低下等の傾向を鑑みると、地域に密着・連携を強化し、地域の活性化にも寄与することが必要である。

また、外国における災害、争乱その他の緊急事態に際して、生命・身体の保護を要する邦人等の避難措置を実効あらしめるものとするため、自衛隊法第84条3「在外邦人等の輸送」に関する規定を見直すことが必要である。

## ③ 地域的な環境・秩序の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善

東シナ海、西太平洋を含むわが国周辺地域における平素の運用による抑止と ISR 活動における日米の協力・連携の強化による情報の優越を確立するとともに地域における防衛交流・協力の充実に積極的な部隊派遣も検討すべきである。また、グローバルな役割では自衛隊の国連平和維持活動(PKO)、国連平和構築活動(PBO)、国際緊急援助隊活動や海賊対処等の国際平和協力活動、日本周辺域での訓練等を通じた環境醸成に努めるとともに、早急に国際平和協力法を制定し、主体的・積極的な活動を確保する。

## (3) 防衛計画の大綱の位置付け

① 防衛計画の大綱は、安全保障戦略を受け、防衛力の在り方の指針・運用・整備の基本を示す防衛戦略である。

## ② 大綱別表の意義

防衛力の整備(戦力化を含む)は、長期間を必要とする特性と情勢変化への的確な対応の二面性を有しており、16 大綱別表は「防衛力の役割を果たす具体的な体制」として具体的な防衛力整備の目標指針としたが、留意事項で「大綱の防衛力の在り方はおおむね十年後までを念頭に置いたもの」と規定していることから 10 年後の整備目標と解せられ、情勢の変化への対応を重視した整備目標との評価ができる。

今後の別表の検討に当たっては、その必要性を検証するとともに、必要とされた場合には、防衛力整備において防衛生産基盤や防衛技術基盤の維持、防衛力は戦力化に長期間を要することなどを考慮すべきである。

## 7、防衛力整備と財政

### (1) 防衛力整備に必要な要件

#### ① 人的基盤の充実

自衛隊における「人」は、戦力発揮の大きな要素であるため、人的基盤の「量」を十分に確保するとともに、先進技術で構成される能力発揮のため、高い「質」の隊員の確保は極めて重要である。

また、自衛隊は長期にわたる人材運用が可能な人的基盤があつて、初めてキャリアとして充当できる時間と適任の人材を選択することができることから、人の確保は必須の要件である。

現在、政府全体の人件費削減を狙いとする行政改革推進法を一律に特別職たる自衛隊員にも適用していることが、必要な人的防衛力の確保を難しくし、人材育成面においても支障をきたしており、その見直しが必要である。

第一線部隊を指揮できる大隊長・艦長・飛行隊司令等や射撃・情報・通信・指揮統制・整備・補給等の専門性の高い職種・職域のプロを育成するには 20 年以上必要であり、将来の大きな情勢変化に対応する人的柔軟性を確保するためにも適切な人員の確保は必要である。

## ② 装備の研究開発・生産・維持

昭和 45 年に示された「装備の自主的な開発・国産を推進する」という考え方に関する基本方針に基づく防衛生産・技術基盤の育成・維持は、防衛力整備や作戦運用を支える役割を果たしてきている。しかし、先進国であっても一国で全ての装備に関する生産・技術基盤を維持することが難しくなっている。防衛生産・技術基盤を巡る今後の厳しい環境(主要装備品は数千社の企業と 20 年～30 年の開発・維持期間が必要であるが、今後の防衛生産・技術の縮小、更には撤退、企業倒産等の傾向)からは、政府として防衛装備品の取得要領、国際共同開発への積極的な踏み込み、先行投資を可能にする契約等の検討を行い、長期に安定した活動を確保することが必要である。

この際、国家として中長期的な防衛産業戦略として、装備技術の自主的な研究・開発の推進と、装備品の国産化方針等を策定することが必要である。

(参考 1) 昭和 45 年 7 月 16 日 中曽根防衛庁長官決定(同日事務次官通達)

「防衛の本質からみて、国を守るべき装備はわが国の国情に適したものを自ら整えるべきものであるので、装備の自主的な開発・国産を推進する」

## ③ 部隊の練成のための人材の育成・装備の維持・練成訓練の積上げ

防衛力は、装備の戦力化が整えられて初めてその役割を果たすことが出来ることから、部隊の練成環境、特に練成機会と練成場所の確保と装備の維持機能の確保が重要である。現在、地方自治体の理解と協力を得て使用している訓練場・演習場・射撃場等を引き続き円滑に使用するための施策は重要である。自衛隊の展開能力の向上により平時の部隊配置は柔軟に考察し、日常の訓練のしやすさ、地域との連携の強さも考慮する必要がある。

また、長期にわたり運用する装備の維持のため必要な生産・技術基盤を確保するとともに装備品の更新・換装に対応する練度の維持のための練成訓練を積上げられる訓練環境の確保が必要である。

## (2) 防衛力の特性に適合した中長期の財源確保

防衛力がその役割を適切に果たすためには必要な装備・人員を確保し、それを運用できるように、政府全体の中で防衛力の優先順位を適切に位置付け、そのための資源を確保し、適切に資源を配分していくことが必要である。

従来の防衛政策は、否定的な形で抑制的(「歯止めをかける」)であったが、日本は何をするのかとの防衛力の使用についてコンセンサスが必要であり、国会が安全保障政策の指針を示す、防衛力を如何に節約するかとの観点から、如何に使うかの視点に立った議論が国会における文民統制の強化にもつながる。

長期的な施策である防衛力整備に関しては、防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画により、整備目標が示されている。その達成に必要な財源の見積り、執行に当たっては中期防衛力整備計画策定時、中期財源

充当見積を接続させ、年度毎に防衛力の役割等を評価し、必要な経費を配分する特別枠方式等について、政府として検討すべきである。

## 8、 基本的な自衛隊体制(配置・編成)の在り方

### (1) 国内運用(域内運用と全国運用)と国外運用指針の確立

- ① 国内運用は、域内の国民の安全・安心を確保しつつ全国運用することを基本とし、陸上自衛隊における運用統括機能としての陸上総隊により方面隊等の運用を容易にすることが必要である。
- ② 国外運用は、国内運用、即ち国家の安全や国民の安全・安心を確保しつつ行うことを基本とする。現行運用はPKO法において、2,000名が上限とされ各特措法では、その時々状況に応じて定められるが、実効性ある活動を継続するに当たっては、国土防衛分野への影響が懸念されていることにも考慮し、国土防衛に必要な人員と併せ、国外運用所要の人員を十分に確保することが必要である。
- ③ 議員立法として国会に提出した国際平和協力法制定にあわせて海外運用の基本方針を示すことが必要である。

### (2) 地方自治体や国民の安全・安心への影響

- ① 自衛隊は、全国に隙のない基地・駐屯地の配置により、即応性をもって事態に対処し、地域の安全・安心を確保するとともに、地元の雇用創出や経済の活性化に寄与できる唯一の国の機関であり、また、その教育により、有為な人材を社会へ還元している。これをなし得るためには、基地・駐屯地の役割に適合する人的基盤の維持が必要である。
- ② 地域の防災能力の低下傾向を踏まえ、地方自治体が主体となって担任する災害対応・感染症対応等自治体の能力を自衛隊が補完すべき分野の確保を前提に、各種職種・職域部隊配置を基本とする。
- ③ 地域配置部隊を掌理する地域司令部が、自衛隊が補完すべき分野を域内運用で補うか、必要により全国運用で補うかなどを地方自治体と連携して調整する。
- ④ 配置・編成の見直しに当たっては、地域の安全と安定や地域経済及び地域社会へ及ぼす影響などにも十分考慮し、地域の要望にも十分配慮して検討することが必要である。この際、創隊以来の各地域で自衛隊が運用している防衛財産の有効活用についての検討も必要である。

## 9、 情報体制の強化

### (1) 内閣の情報集約・総合分析・総合調整機能の強化

- ① 情報要求を適切に提示できる閣僚級の「情報会議(仮称)」設置
- ② 内閣情報官の格上げと各省庁の総理への情報報告への関与
- ③ 現在の内閣情報分析官の体制を強化するとともに、内閣情報官を委員会議長とする情報委員会(仮称)を運営し各省庁の情報を集約化し、国家情報としての評価を行い、重要情報を迅速かつ正確に総理へ報告できる体制を確立する。
- ④ 情報コミュニティによる情報活動を内閣情報官の下で調整し、内閣情報官が保有する情報のアクセス権や各省庁の情報関連予算の重複を調整する権限を付与する。

### (2) 内閣直轄の情報機関の設置による対外情報機能の強化

- ① 新たな危機や脅威へ対応する国家情報機能の強化と一体となった国家の情報力を増強する統合的な国家的情報組織、特に対外情報業務に特化した情報機関を新設する。



- ② 国家的情報保全組織と法の整備が必要である。(例:主要情報の適切な管理に関する法律)
- ③ 高度な専門性を有する人材育成、特に対外情報の収集・分析要員を重視すべきである。

(3) 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持

政府全体での情報共有システムの構築と各省庁共通の情報保全基準を強化する。

(4) 国会への情報委員会の設置

審議の対象となる秘密を確実に保護するための法律等の所要の措置をとる。

(平成18年6月22日「国家の情報機能強化に関する提言」参照)

(5) 積極的な宇宙利用によるネットワーク化された情報収集態勢の強化

情勢の変化に対応する衛星による情報収集を行うためには、頻度を高めた収集システムが必須である。そのためには、大型情報収集衛星以外に、小型偵察衛星(低コスト)を複数機運用するとともに、情報要求に基づき情報収集指令のアップリンクや収集した情報のダウンリンクの即応性を確保するための専用通信衛星を組合せ運用できる情報収集態勢を確立することが必要である。

また、情報要求に応じて迅速かつ確実に情報収集態勢を確立するためには即応性の高い打上げシステムの整備が必要である。

## 10、日米安保体制等の深化

(1) 日米安保条約改訂 50 周年協議

① 日米安保条約改訂 50 周年に当たっての「2+2」共同発表で謳われた、日米同盟深化を現実のものとするため、日米両国で米軍の変革・在日米軍の再編とわが国の新防衛計画の大綱を確実に進展させ、日米同盟及び日米安保体制をさらに強固なものとするべきである。

② 中国の軍事力拡大特に外洋進出の懸念、北朝鮮の不透明かつ不安定情勢など東アジアの安全保障環境を概観し、在沖縄海兵隊等在日米軍のプレゼンスによる抑止力の意義、そしてアジア太平洋地域における日米同盟の国際的公共財としての価値に対する国民の理解増進に努めるとともに、在日米軍再編を着実に推進し、普天間基地の返還をはじめとした沖縄の負担軽減に最大限努力する。

(2) 日米役割分担の見直しに基づくわが国の防衛力の在り方の検討

周辺国に対する抑止態勢において、打撃力については、米国に大きく依存している。今後は、オバマ政権の米国の拡大抑止戦略やスマートパワー重視政策、「2010QDR」に見られる同盟国に対する期待の一層の高まりなどを考慮し、米国との役割分担を見直し、わが国自身の果たすべき役割増大に応じた自衛隊の能力向上を図る。

また、米国の打撃力に対する自衛隊の支援・補完能力を向上させるため、打撃部隊の援護(対艦・対空・対地・対潜攻撃能力)や来援基盤の確保、情報収集支援、後方支援機能の強化が必要となる。

(3) 日米安保体制の実効性確保のための集団的自衛権の行使に関する協議

① 公海において日米共同で行動中に米艦に危険が及んだ場合に、これを防護し得るようになるにはわが国の安全保障に係る限定的な運用として、国会の同意を得て、集団的自衛権の行使を認める解釈変更が必要である。

② 日本周辺に展開するわが国の BMD システムにより、米国に向かうかもしれない弾道ミサイルを迎撃するためには、わが国の安全保障上必要な運用として国会の同意を得て、集団的自衛権の行使を認める解釈変更が必要である。

わが国の防衛は、日米間の緊密な連携を前提に成り立っており、運用上、日本防衛だけに適用することは困難であり、わが国が防護や迎撃能力を有するにもかかわらず対処しない場合は、わが国の安全保障の基盤たる日米同盟を根幹から揺るがすことになり絶対避けなければならない。当該ケースにおける集団的自衛権の行使は、積極的に外国の領域で武力を行使する集団的自衛権の行使とおのずと異なることを明確にし、国民に理解をいただく必要がある。

- (4) 朝鮮半島情勢を踏まえ、「周辺事態」認定に至る前段階における日米そして日米韓、また本年5月、日豪両政府が自衛隊と豪軍が食料・水、燃料などを提供し合う物品役務相互提供協定(ACSA)署名を受けて、日豪、日米豪等多国間における協力体制の内容の充実を図る。

## 11、日米安保体制下の敵ミサイル基地攻撃能力の保有

- (1) 国家安全保障基本法に定める基本方針に基づき、強固な日米安保体制を前提とし、「座して自滅を待つ」ことのないよう、弾道ミサイル防衛の一環としての攻撃能力を確保。

弾道ミサイル(BM)による脅威に対し、有効に抑止・対処する手段には弾道ミサイル防衛(BMD)システムによる迎撃と敵ミサイル基地攻撃があり、わが国は、日米安保体制の下での協力により対応しており、現状は、打撃力については米国に依存している。

今後は、BM の能力向上(質・量)、核弾頭の小型化技術の進展に柔軟かつ迅速に対応するためにも、予防的先制攻撃は行わない範囲で、日米の適切な役割を見出すため、わが国自身による敵ミサイル基地攻撃能力の保有を検討すべきである。

その際、BMD におけるミサイル発射基地・車両等への対処に限定した抑制的な運用要領(使用は国家安全保障会議により決定)と外交等あらゆる手段による抑止活動と接続する枠組みを確立し、ダメージコントロール可能な通常弾頭程度の威力と被害極限を追求できる高精度の弾着と効果確認可能な敵ミサイル基地攻撃能力を保有し、そのためにも、より強固な日米安保体制を堅持することが必要である。

(参考 2)昭和 31 年 2 月 29 日衆院・内閣委員会鳩山総理答弁・船田防衛庁長官代読

「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。」

- (2) 保有する攻撃能力のレベルは、日米協力体制下、わが国の役割としての情報体制の強化施策と相まって、わが国の宇宙科学技術力を総合的に結集し、宇宙利用による情報収集衛星と通信衛星システムによる目標情報のダウンリンクと巡航ミサイルや小型固体ロケット技術を組合せた飛翔体(即応性よりも秘匿性を重視した巡航型長射程ミサイル又は迅速な即応性を重視した弾道型長射程固体ロケット)への指令により正確に弾着させる能力であり、その開発を実現可能とすべきである。

## 12、情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動時の安全確保、領域警備、航空警備の法制化

- (1) 法整備により、平時から多様な事態への移行を抑止又は阻止するため平時から有事まで、時間的・空間的に間隙のない(平時から有事の不安定な状態をなくした)対処を可能とし、国家の安全と国民の安全・安心を確

保する。

(2) ISR 活動時の安全確保

平時、領海・領空及び公海・公海上空で、情報収集・警戒監視・偵察活動中における自衛隊艦船・航空機に対する不法行動に対して、武器を使用して、その行動を抑止或いは対処することが必要である。

(3) 領域警備

平時(防衛出動や治安出動・・・海上警備行動には至らない)に、日本の領域内で、武装作業員、武装工作船等による不法活動に対処するため、警察機能を補完する形で対処することが重要である。国境離島については「国境離島新法」の推進と併行して領域警備の体制を確立することが必要である。

(4) 航空警備

平時(防衛出動や治安出動発令には至らない)に、領空及び公海上空で、国際民間航空条約等の国際法規に違反した不法行動に対して、空の警察機能を行使することが必要である。

13、武器輸出 3 原則等の見直し

(1) 新しい武器関連技術に関する輸出管理原則

輸出禁止対象国としては、テロ支援国、国連決議対象国、国際紛争当事国、輸出貿易管理の不十分な国とし、それ以外の国・地域を対象とする武器輸出については、引き続き抑制的な方針を貫くため許可に係る判断基準「武器及び武器関連技術に関する輸出管理の指針」を定め、厳正に武器等の輸出を管理した上で、個別に輸出の可否を決定する仕組みを構築する。

(2) 政府統一見解(三木内閣)等の見直し(修正)

武器輸出 3 原則等運用においては、昭和 58 年の米国への武器技術輸出、平成 17 年の BMD 共同開発移行等に際して安全保障環境の変化に対応して逐次緩和(例外化)してきているが、今後は国際的に主流となる多国間による装備の共同開発への参加スキームが構築されることから、国際的な技術レベルを維持するとともに他国との技術交流を維持するため、米国以外の企業との共同研究・開発、生産や「武器」の定義の緩和等、国内防衛産業に対する過度の制約とならないような更なる 3 原則の見直し(修正)が必要である。特に、武器輸出に関する国際ルールの厳守、抑制的な方針の継承、わが国の安全保障上の要請に適合、世界の平和・安全に寄与する性格の事案の容認を認める方向で早急に検討すべきである。

(参考 3)昭和 51 年 2 月 27 日武器輸出に関する政府統一見解(三木総理大臣)

○ 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としてのわが国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針①3 原則対象地域には武器の輸出を認めない。②対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり武器の輸出を慎むものとする。③武器製造関連設備の輸出については武器に準じて取り扱うものとする。)により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

14、防衛分野の宇宙利用(積極的な宇宙利用と柔軟な打上げシステム)

(1) 情報収集・偵察・早期警戒・測位・通信・電波観測衛星等の研究・開発

(2) 各種打上げシステムの確保、特に即応性の高いシステムの確保

現在の打上げシステムは、運用期日・打上げ方向に制約があり、即応性に欠けるため、制約のない新規射場等の整備を考慮するとともに、空中発射(航空機を利用する)打上げシステムについても検討すべきである。

(3) 緊急事態における即応型情報収集システムの確保

中小企業支援策で推進する超小型衛星群の開発結果を活用して、超小型衛星群を即応型情報収集衛星群として活用する方向で中小企業での開発状況をフォローすることが必要である。

15、防衛生産・技術基盤の維持

(1) オンリーワン中小零細企業への補助金交付等

防衛産業(生産・技術)政策を立案・策定するための政府としての検討枠組みを設置し、企業リスクの大きな中小企業、特に緊要な技術・生産を担っている企業を維持させるため補助金等の交付について検討を行う。

また、インセンティブの向上、防衛技術管理(調査・分析・整理)、国内調達の健全性確保等の施策も積極的に推進することが必要である。

(2) 必要な税制面の優遇措置(研究開発促進税等)

将来の装備は高度な科学技術の応用が必要で、民間技術・生産に依存する分野は大きく、装備の効率的な開発・調達のために官・民のデュアルユースの装備の同時開発が期待されるため、民の技術・生産の一層の活用を促進するため税制面の優遇措置等の施策を積極的に推進することが必要である。特に、宇宙分野の技術・生産における衛星・通信システム、打上げシステムは官・民のデュアルユースの装備として検討すべきである。

(3) 自主的防衛技術研究・開発並びに装備品の国産化の基本方針の策定

防衛生産・技術基盤に関する基本的な方向性として、技術立国としての独立性を確保するため、戦闘機をはじめとする自主的な防衛技術研究・開発及び装備品の国産化の方針と日米協力体制強化としての共同開発・生産(装備品及び各部品)について、国家として中長期的な防衛産業戦略とともに示すことが必要。この際、国家の安全確保に必要な防衛技術・生産基盤を維持するために日本版「バイ・アメリカン法」の導入も視野に入れて検討すべきである。

## 四、 今後整備すべき防衛力

### 1、 自衛隊の態勢・防衛力整備の重点

#### (1) 自衛隊の基地・駐屯地等の意義

##### ① 平時・有事を通じた陸・海・空自衛隊活動の基盤

地政学的な戦略的な脅威(三正面＋シーレーン)の抑止・対処を基本とした全国隙のない配置が必要である。

##### ② 演習場、訓練空域・海域は練度維持・向上のための道場、研究開発の実験場

部隊の配置・編成の見直しに当たっては、自衛隊創隊以来各地域で運用(教育訓練)している演習場等の防衛財産(訓練のしやすさや地域との連携の強さ)の有効活用についても考慮が必要である。

##### ③ 地方自治体にとっては雇用・経済と住民の安全・安心を付与する基盤

地方自治体の特性(雇用・経済、家族と地域の関係)と陸海空自衛隊の運用上の特性を整合させた配置を基本として、政経中枢や経済活動の中心である都市部は、テロ・ゲリラ、BM 攻撃、感染症、大規模災害等に脆弱であり考慮が必要である。

##### ④ 過疎化・高齢化の進む地方や雇用情勢の悪化が著しい地方においては、若者の雇用及び教育の場としての有効性を考慮して、その配置を検討することが必要である。

#### (2) 必要な人員・予算増大

##### ① 防衛力の役割(運用)に応ずる人員増大

任務遂行に必要な人員確保のため行政改革推進法の対象期間が平成 22 年度で終了することを契機として、今後早急に人員充足を回復・向上すべきである。

自衛隊の現状は、総人件費改革等により、充足率が約 90%台前半に抑制され、部隊での「実員」不足が常態化し、一人二役・三役のやりくりも限界にきて、人材育成にも支障が生じている。こうした中、昨年政府が実施した事業仕分けにおいて、安全保障の見地からの議論が不十分なまま、防衛省の「実員要求」の見送りが決定されたことは極めて不適切であり、大綱見直しにおいて十分に議論すべきである。

厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、適切な自衛官定数の増加と、その自衛官定数の長期確保並びに自衛官充足を向上させることにより、「定員」と「実員」の乖離をなくし、常続的な部隊の実効性を維持・向上することが必要である。また、適切な人事・階級構成を維持して将来の戦略の振れ幅に対し柔軟に対応できる人的基盤を確立すべきである。この際、部隊の中核的人材育成・確保のための自衛隊生徒制度の再考と予備自衛官制度の拡充を要望する。

##### ② 中長期的財源増大

「骨太の方針：ゼロベース」の見直しが必要である。

08年の防衛費は、世界7位の規模であるが、その内訳は人件・糧食費で半分近くを占めているのが現状である。

防衛力整備は長期的な施策として人的・物的両面のバランスをとることが必要であり、中長期の財源確保が必要である。なお、昨年の事業仕分けにおいて、防衛力の骨幹を成す装備品(弾薬を含む)までも一般事務経費と同様に取り扱われたのは「国家の基本は国防にあり」とする国家の最大責務である安全保障政策を放棄せんとするに等しい行為であり断固抗議するとともに、防衛計画の大綱見直しや次期中期防衛力整備計画策定を通じてしっかり国会で議論することを要望する。

宇宙の防衛利用、米軍再編経費は防衛費の枠外として、その特性を考慮した財源確保策を講じるべきであ

る。

特に08年で中国の国防費が世界2位となっており、わが国との乖離が一層増大していることに注意が必要であり、8年連続で防衛関係費を削減している現状を直ちに是正し、早急に防衛関係費を回復すべきである。

### (3) 統合運用

#### ① 運用企画局を廃止し統合幕僚監部に機能移管し、運用機能を一元化

運用企画局の廃止に関し、これまでの同局が果たしていた役割を陸海空幕僚長、統幕長、防衛政策局長との間で適切に果たしていくため、組織改革にあたっては、自衛官と文官の有機的な協働の体制確保が必要である。シビリアンコントロールの確保の観点から適宜・適切な情報収集・処理・伝達を確保するとともに、各種事態に迅速・的確に対応するために軍事情報、部隊運用・管理に関する大臣補佐機能を統幕長に一本化するとともに、統幕長による自衛隊に対する一元的な指揮命令の実効性を確保することが必要である。

#### ② 統合運用ニーズを反映した防衛力整備

防衛力整備部門の一元化にあたっては、防衛力の整備・運用・管理について各幕僚監部の意見や現場部隊のニーズが的確に反映できるとともに統合運用ニーズとの整合を図り、統合運用される自衛隊が効果的に能力を発揮できる効率的な防衛力整備が推進できる組織改革が必要である。

又、日米共同における自衛隊と米軍の能力補完について、米国との役割・任務の分担や日米間の相互運用性の向上の観点も確認できなければならない。この際、自衛官と文官の有機的な協働の体制確保が必要である。

#### ③ 統合運用の態勢強化

官邸の機能強化と併行して迅速・正確な意思決定・情報提供を可能にする防衛省・自衛隊の体制整備として、統合運用と自衛隊の情報機能の一元化を併せて推進することが必要である。

実効性ある統合運用を推進するため、陸自の運用統括機能としての陸上総隊創設、宇宙利用を含む統合指揮通信機能強化特に専用通信衛星の確保、迅速・的確に各種事態の対処に任ずる統合司令部や地域司令部の常設により、各級・各種部隊レベルまで整合ある多機能性の高い統合対処計画の策定及び統合部隊練成等を実施させることが必要であるとともに陸・海・空の輸送力を強化して、統合運用の実効性を向上させるべき。

(平成20年4月24日「提言・防衛省改革」、平成20年7月15日「防衛省改革会議・報告書」参照)

### (4) 陸上自衛隊

#### ① 陸自の運用統括機能としての陸上総隊の創設と方面隊の維持

#### ② 三正面(北、西北、南西)の抑止・対処能力向上

- ・基盤となる機能を欠落なく保持した師団・旅団の全国隙のない配置
- ・配置が十分でない南西諸島の部隊の充実(新たな配置を含む)

#### ③ 特殊部隊からの政経中枢、重要施設等の防護能力向上

#### ④ C4ISR 機能の強化

#### ⑤ 国外任務対応能力の強化

一定規模の部隊を常続的に派遣することを可能にするCH等の展開能力向上や部隊交代の態勢と後方支援態勢の保持

#### ⑥ 国民の安全・安心確保活動(大規模災害、国民保護、感染症等)強化

国家の防衛財産である基地・駐屯地を地方自治体との連携を考慮して全国隙なく配置

⑦ マンパワーの確保・充実

防衛力におけるマンパワーは、国家の防衛意思の表明そのものであり、また、実効性のある対処として国民の期待に応えるためには、必要な人的規模を確保する必要がある。

シームレスな事態へ適切に対処するためには、常備自衛官の必要性が増しているが、諸外国の水準と比べ、極めて少ない定員・実員ともに早急に回復・増強することが必要である。また、予備自衛官の充実については、多様な役割で求められる特殊な人材を各種予備自衛官制度の拡充により、その勢力の維持と人材運用の柔軟性・即応性を高めることが必要である。

(5) 海上自衛隊

- ① 周辺海域の防衛に加えて海上交通の安全確保態勢の強化(ISR 含む)
- ② 周辺海域における海洋秩序の維持・強化(不審船対処、機雷除去、邦人輸送)
- ③ 国際安全保障環境改善のための態勢強化(外交的ツール)
- ④ 弾道ミサイル対処強化(イージス艦への SM-3 搭載のための改修の推進、実弾射撃訓練の実施、策源地攻撃のための海上発射型巡航ミサイル導入について他の手段と接続して検討が必要である。)
- ⑤ 対潜戦機能強化(潜水艦整備と P-1)
- ⑥ 洋上支援能力強化(補給艦、指揮統制)

遠隔地における国際平和協力活動実行の態勢、現地での後方支援態勢の確保

⑦ 人的基盤の強化

従前の物先行型から人・物均衡型の海上防衛力に転換し、海上防衛力の多様な役割を的確に遂行する態勢を確立するため、①装備と人のバランスのとれた体制として、護衛艦部隊の充足率向上・定員の考え方の見直し等を、②プロフェッショナル養成態勢の再構築として入隊時教育の充実・艦艇長養成の仕組みの見直し等を、③活みなぎる組織の再生としての勤務と休養のバランス確保・処遇の適正化等を推進することが必要である。

(6) 航空自衛隊

- ① 実効的な抑止・対処能力向上  
(F-X の第 5 世代機導入、各種機能のネットワーク化)
- ② 国外任務対応能力強化  
遠隔地域で陸自部隊等の機動的な展開、物資の運搬の輸送態勢の整備  
(航空機動・海外展開能力向上に、C-X と KC-767 の組み合わせ、AWACS・E2C などによる警戒監視活動や救難機などへのニーズ対応)
- ③ ISR 機能強化(宇宙・無人機を含む)
- ④ BMD 能力強化(PAC-3 化・レーダー整備推進、THAAD 導入についても検討)
- ⑤ 核実験の監視・情報収集能力の強化
- ⑥ 操縦者の確保

航空防衛力の根幹である操縦者の現状は、厳しい募集環境(要員確保困難)・課程教育中の罷免増加(他の職域への転換希望)・依願退職増加から、操縦者(人的防衛力)の不足に陥り部隊運用・飛行安全確保に重大な影響を及ぼす危険性が大きくなってきている。

危機的状況を打開するためには、全省挙げての取組みとして

- 募集範囲の拡大・選抜要領の見直しによる人材確保、
- 課程学生入校数の増加・飛行教育体系の教育要領の見直しによる人材養成、
- 能力主義による抜擢・航空手当て制度の改善による官民の給与格差防止・将来に不安を抱かない諸施策による人材管理の改善が必要である。

## 2、 防衛省・自衛隊の情報体制の強化(情報優越の獲得)

- (1) 既存の情報収集・警戒監視能力(電波、画像、航空機等)の強化と効率的運用  
高度な科学技術力の活用、離島をISRの拠点として活用
- (2) 無人機等新たな情報収集アセット、手段の導入及び運用環境の整備
- (3) 情報収集衛星の機数の増加と能力向上、商用衛星との相互補完の強化
- (4) 防衛政策、自衛隊の運用に資する質の高い分析力向上
- (5) 中央から現地部隊に至る情報伝達・情報共有システム強化と保全の確保  
抗堪性のある大容量通信の確保、情報セキュリティ機能の充実
- (6) 官邸・情報コミュニティ等政府関係部署への適時適切な情報伝達
- (7) 長期的展望に立った情報要員(HUMINT)の育成
- (8) サイバー攻撃に対する防護態勢の構築・強化

## 3、 国際及び日本周辺の世界環境安定化活動への態勢(体制)強化

### (1) 国際平和協力法制定等法的基盤整備

新しい安全保障環境の変化では、国際社会における共同対処・協力が求められており、わが国の国際社会における地位の向上と責任の拡大等から、わが国への期待・要請が増加しつつある。

これまでは、新たな事態が生起して平和協力活動の必要が生じるごとに、特別措置法により対応してきたが、時間を要するとともに積極的・主体的に協力できない欠点(①緊急の事態に間に合わない・遅れてしまう、②要員訓練・予算措置等の準備に後れをとる③国際協力に対する姿勢が熱心でないとの誤解)があった。

国民の理解を得て、国際平和協力法を制定し、わが国の国際平和協力の理念を内外に示すとともに国際平和協力活動について一貫して迅速かつ効果的に取り組んでいくことを可能にする。この際、国際社会の要求に応えるために、国際平和協力法では、現行の国連 PKO 協力法に対し次の点を明確にすることが必要である。

- ① 一定の国際機関の要請と国連決議の関わり
- ② 対応する活動内容の拡大(警護・治安維持・安全確保・船舶検査と後方支援・物資協力)、ODAとの連携、外国軍隊との協働、民軍協力
- ③ 憲法 9 条に関する法基盤の見直し(武器使用等安保法制懇報告を踏襲)
- ④ 国会の関与  
参加基準の見直し特に国益評価  
(PKO5 原則:当事者の規定・武器使用範囲、宮沢 4 原則:正統性・安全確保・能力発揮)
- ⑤ 国外運用の基本(国家の安全や国民の安全・安心の確保を基本に運用)
- ⑥ 名誉・補償という観点からの参加隊員の処遇改善  
過酷な勤務環境で国際平和協力活動に従事する隊員に係る勤務環境の改善、PKO 手当の地方税の非



課税化(PKO 手当を全額寄付した隊員に翌年地方税が課税)、PKO 保険の保険料の国費負担化等の検討  
(平成 22 年 5 月 自民党「国際平和協力法案」参照)

- (2) 国際社会全体に関わる安全保障問題への積極的・能動的関与
- (3) 二正面以上に、より迅速に派遣可能な体制・装備
- (4) 先進国として、「量」より「質」を重視した態勢の強化
- (5) 日本周辺の安定化活動(環境醸成)  
多国間災害対処訓練や PSI 訓練等に参加し、相互信頼性・共同対処能力向上
- (6) 拡大する要求に対応する多国間調整機能・海外対応装備品・海空輸送力の強化、特殊技能保有予備自衛官の召集・運用制度の制定
- (7) 安保対話、防衛交流の推進、軍備管理・軍縮分野の諸活動への参画
- (8) 人材育成(語学含む)、学術・研究交流促進、知的基盤ボトムアップ

#### 4、 弾道ミサイル防衛システムの継続的な整備・強化

- (1) 多層的なわが国 MD システムの強化(ミサイルの迎撃による拒否)
  - ① 積極的に宇宙を利用した早期警戒衛星・情報収集衛星やミッドコースでの正確な撃破を追求する新しい地上発射ミサイル(例:SM-3 改地上型)の研究開発を検討する。
  - ② イージス艦の BMD 能力強化、PAC-3 増強・レーダーの整備推進検討
  - ③ SM-3 や SM-3 改への拡充と THAAD 導入の検討
  - ④ 被害局限(国民保護、被害情報収集・救助)
- (2) 日米安保体制の抑止力の確保
  - ① 弾道ミサイル防衛を補完する米国の攻撃力(敵基地等への攻撃や報復攻撃)
  - ② 日本の攻撃支援・補完力の調整  
発射情報の探知手段の多様化・向上のための日米協力
  - ③ 米国に向かうかもしれない弾道ミサイル対処

BMD システムは日米間の緊密な連携を前提に成り立っており、運用上、日本防衛だけに適用することは困難である。わが国が迎撃出来る能力を有するにもかかわらず対処しない場合は、わが国の安全保障の基盤たる日米同盟を根幹から揺るがすことになり絶対避けなければならない。

日本周辺に展開するわが国の BMD システムにより当該弾道ミサイルを迎撃するためには、わが国の安全保障上必要な運用として集団的自衛権の行使を認める解釈変更が必要であり、日米同盟深化協議の対象として議論すべきである。この場合の行使は、積極的に外国の領域で武力を行使する集団的自衛権の行使とおのずと異なることを明確にする必要がある。

#### 5、 警戒・監視・情報収集態勢(ISR)の着実な整備

- (1) 宇宙・無人機を含むネットワーク化された統合的 ISR の構築
  - ① わが国の安全保障活動に係る全域をネットワーク化・システム化
  - ② 専用通信衛星の他に高高度飛行船を組み込んだ通信網の構築を検討
- (2) 平素から有事まで間隙のない態勢構築
- (3) 友好国や海上交通路周辺国との情報共有

## 6、 島嶼防衛の強化

### (1) 南西諸島防衛

- ① 常備部隊の主要島嶼への配置及び迅速な機動展開能力と関係地方自治体との調整能力、特に国境離島においては監視能力を高めるとともに「国境離島新法」との連携を留意
- ② 島嶼防衛のため我の長射程火力整備と敵の長射程・精密火力に対する防空能力
- ③ 南西航路帯の安全確保

日米協力体制下の防衛力として、空対艦・艦対艦・地对艦ミサイルの統合運用とミサイルの射程や低い即応性(飛翔時間が長い)を補完する地对艦弾道弾(中国軍は開発着手)の研究開発により、国家の安全と国民の安全・安心を確保するとともに、米軍の来援を確実にする。

- ④ 南西空域の航空優勢確保

### (2) 南西諸島から本州～硫黄島～グアムに至る海域での海上(航空)優勢の確保

わが国の広大な領域(領海・排他的経済水域)の安全確保の基盤となり、海上航路帯の運航の自由度を確保し、日米協力態勢・国民の経済活動の安定を維持するため、南西諸島や同航路帯に適切な部隊を配置・運用するとともに、陸海空自衛隊の統合運用を強化する。

## 7、 テロ・特殊部隊攻撃への実効的対処

### (1) 潜入の阻止

工作船等による潜入を阻止するための洋上・沿岸監視を重視する。

### (2) 破壊活動への対処

重要施設の防護能力を確保するとともに、テロリスト、特殊部隊の搜索・警戒のための能力向上を図る。このため、全国隙のない配置をとるとともに、首都圏については首都防衛・警備のための部隊を新編する。

## 8、 人材育成と処遇改善

### (1) 自衛隊の体制再構築に対応する人的諸施策の確行

#### ① 人材確保

自衛官の確保は、防衛力に直結することから、国家として責任を持って実効ある取組が必要である。また、全国に配置される自衛官を安定的に確保することは、地域における雇用の創出や有為な人材の社会還元という効果もあることから、必要な人件費を確保するとともに、ハローワークの協力確保、地方公共団体等の協力拡充、魅力ある自衛隊のブランド・イメージの確立、女性自衛官の活用(託児所整備)、高齢自衛官の活用(職域別定年延長・再任用制度の活用)、予備自衛官制度の充実(予備自衛官補の活用)等を検討。

#### ② 人材育成

さまざまな職域(医療、スポーツなどを含む)におけるプロフェッショナル化、自衛隊の年齢構成の適正化、大卒幹部自衛官採用拡大、非任期制自衛官採用拡大、服務教育等の充実、相談態勢の強化等を検討。

### (2) 処遇改善

国家安全基本法制定に伴い、自衛官に軍人としての名誉・処遇を付与し、隊員がモチベーションを維持し、名誉や誇りを実感できるような処遇の適正化(新階級の創設、俸給等の改善(幹部・曹士別立て俸給・職階差に

見合う格差、専門性の配慮、危険度考慮)、自衛官の栄典・補償の改善(叙勲の対象者の拡大)、留守家族支援策の充実、新たな援護組織(政府全体による再就職支援を含む)の構築、退職後の給付(恩給等)の充実等を検討)を推進するとともに、少子・高齢化への対応や年齢構成の歪是正のための早期退職制度(20年勤務恩給)、非任期制士の拡大等の新しい人事制度の制定。

(平成19年6月6日「自衛官の質的向上と人材確保・将来の活用に関する提言」参照)

## 9、 防衛基盤の維持強化

### (1) 受け入れ地方自治体との連携

防衛警備や災害等において国民と一体となって対応しうる態勢

### (2) 過度の中央調達の是正と地産地消

### (3) 健全で規律正しい人材の社会への還元

### (4) 防衛産業・技術基盤維持・強化

#### ① 主要な装備品については、国内で生産・整備可能な態勢の維持・強化

防衛技術の民間へのスピノフ以外に、防衛省開発装備品(例:航空機・NBC防護等)の民間(他省庁含む)転用について政府一体となってメリットの最大化を追求すべき。

#### ② 技術研究・開発力の高さは抑止力でもあり、情報探知等の情報化・ネットワーク化に対応した先進技術は民間技術へのスピノフの側面についても配慮が必要である。

### (5) 広報など情報発信機能の拡充

## 五、 むすびに

わが国は、各時代の安全保障環境に対応した安全保障と防衛の在り方を適宜に示しつつ平和と独立並びに国民の安全・安心を確保し、今日では国際社会におけるわが国の地位の向上や責任・期待の大きさを国民自身が認識する時代を迎えている。

冷戦時代は、米ソの対立や均衡の枠組みにあって日米安保体制の維持と自らの基盤的防衛力を整備し、ポスト冷戦後も、米国一極構造の日米協力・国際協調の枠組みにあって基盤的防衛力の整備を継続した。

これまで、米国一極・国際協調の枠組みにあって多機能弾力的、対処重視の考え方をとりつつ、防衛力の縮減に注力した。

しかしながら、今日の安全保障環境からは抑止が必要な伝統的な脅威と抑止が効きにくい脅威や感染症や大規模災害等突発的な危機への対応、更には国際平和協力活動への取り組みと多様な(多忙な)防衛力の役割が期待されるが、自衛隊の体制は陸海空自衛隊ともにやりくりの限界を超えている。

そこで、わが党としては、縮減された人員と予算を適切に手当てし適正な防衛力に回復するなど、「07 大綱」以降の縮減方針の見直しが急務であることを強く要請するものである。

安全保障能力の整備は、国の平和と独立、国民の安全・安心を守る役割の基本であり、諸外国の防衛力整備状況も考慮して、わが国の防衛力整備に必要な防衛予算及び整備基盤の拡充を行うべきである。

本提言についてわが党としては、国会が、実質的な安全保障等の政策論議を通じて安全保障政策や防衛政策の指針を示せるように今後の政府の取り組みをフォローアップし、国会による文民統制の強化につなげるように努める。